

法政大学大学院博士後期課程研究助成金給付規程

規定第1294号

一部改正 2020年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、法政大学大学院（以下「本大学院」という。）博士後期課程に在籍する学生を対象に、学術研究を奨励し、高度な研究能力と豊かな学識を有する若手研究者として育成するための修学支援を行う研究助成金（以下、「助成金」という。）の給付に関することについて定める。

(給付対象者)

第2条 助成金の給付対象者は、本大学院博士後期課程に在籍する学生とする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 標準修業年限を超えている者 ただし、長期履修制度の適用を受ける者は、入学時に認められた長期履修期間を標準修業年限とする。
- (2) 休学者
- (3) 本学給付の補助金等により海外留学する者又は留学中の者
- (4) 学費を自己支弁していない者（学費が給付される日本政府及び外国政府国費留学生等）
- (5) 学校法人法政大学に雇用されている専任教員、専任教諭及び専任職員

(標準給付額)

第3条 助成金の標準給付額は、別表のとおりとする。ただし、申請者多数の場合には、1人あたりの給付額を減額する場合がある。

- 2 前項に関わらず、長期履修制度の適用を受ける者の給付額は、長期履修期間に応じて定められた当該年度の年間授業料と通常授業料の比率により減額する。
- 3 前項に関わらず、私費外国人留学生で授業料減免制度の適用を受ける者は、私費外国人留学生授業料減免相当額を給付額から減額する。

(給付)

第4条 助成金の給付は採用年度限りとする。ただし、第2条に定める給付対象者に該当する場合は、次年度以降も申請することができる。

(申請方法)

第5条 第2条に定める給付対象者としての資格を有し、助成金の給付を希望する者は、所定の申請書・研究計画書に必要事項を記入し大学院事務部に提出しなければならない。

(決定)

第6条 助成金給付の決定は、研究科教授会等の承認を経て研究科長会議で選考を行い、職務権限規程に基づき決定する。

(取消)

第7条 助成金の給付を受けた者が、助成金を給付された当該年度に、次の各号に該当すると認められた場合には、研究科長会議の議を経て、総長がその資格を取り消すことができる。

- (1) 休学又は退学若しくは除籍されたとき。
- (2) 学術研究に専心できないと本学が判断するとき
- (3) 学費の自己支弁が不要になったとき

(返還)

第8条 助成金は、返還を要しない。ただし、前条の定めにより受給資格を取り消された者は、既に給付された助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

(給付金の辞退)

第9条 給付の決定を受けた者は、助成金の辞退を申し出ることができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

(所管)

第11条 この規程に係る業務は、各キャンパスの大学院担当にて行い、大学院事務部がこれを統括する。

付 則

- 1 この規程は、2019年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、2020年4月1日から一部改正して施行する。

(追53)

別表
標準給付額

研究科	標準給付額
人文科学	320,000円
国際文化	
経済学	
法学	
政治学	
社会学	
経営学	
人間社会	
公共政策	
政策創造	
情報科学	
デザイン工学	
理工学	